

教育本部関係 公認資格の維持、停止、有効化、喪失、再取得について 【スキー指導者・検定員、スノーボード指導者、クロスカントリー指導者・検定員、スキーパトロール】

(公財)全日本スキー連盟の規約・規程により、(一財)東京都スキー連盟教育本部でもこれに準じて以下(抜粋)のように扱うことになっておりますのでご注意ください。

【資格の維持(参加義務)、停止】

公認スキー指導者、公認スノーボード指導者

- ・指導者研修会に2年に1回参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、指導者研修会を2年続けて未修了の場合。

公認スキー検定員

- ・検定員クリニックに資格の有効期間内(2年)に1回以上参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、2年続けてクリニックに参加しなかったとき。

公認クロスカントリースキー指導者

- ・クロスカントリー指導者研修会に2年に1回参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、2年続けて研修会に参加しなかったとき。

公認クロスカントリースキー検定員

- ・検定員クリニックに資格の有効期間内(2年)に1回参加し修了しなければならない。
- ・資格の停止は、2年続けてクリニックに参加しなかったとき。

公認スキーパトロール

- ・スキーパトロール研修会に2年に1回参加し、修了しなければならない。
- ・資格の停止は、スキーパトロール研修会を2年続けて未修了の場合。

【資格の維持(参加義務)、停止】

所定の研修会又はクリニックの修了をもって資格の停止を解除できる。ただし資格の有効は、研修会等参加後でのSAJ承認により有効化する。

【資格の喪失】

以下に該当する場合、SAJ理事会の決定により資格を喪失する。

- ・SAJ会員の資格を喪失したとき。
- ・体面を汚すような行為があったとき。
- ・資格の年次登録料を納期までに納入しないとき。
- ・スキー検定員の場合は、公認スキー指導員・準指導員の資格を喪失したとき。

【資格の再取得】

過去に資格(指導員、準指導員)を有していたが、手続き等で資格を喪失(SAJの会員証に資格の印の無い方)してしまった方で、再取得(準指導員)を希望される方は、スキー指導者養成講習会を受講し、審査を受けていただくことにより再取得が可能といたします。(資格喪失期間が5年以内の場合はSAJの「過年度登録に係る資格の再認定申請」という制度もあります。こちらを希望する場合は都連事務局へお問い合わせください。)

《申込手続方法》

申 込 シクミネットで準指導員検定会のイベントを検索し「再取得者用」のチケットを選択してください。

期 間 **2025年10月 1日(水)～11月 13日(土)**

審査料 ￥5,000－(申し込み後の審査料の返却はいたしません)

※「再取得者用」のチケットは上記審査料と養成講習会参加料37,000円の合計42,000円になります。

※再取得が認められた場合はp40の合格納入金が必要となります。

【審査資格】

- (1)都連加盟団体会員として2026年度SAJ、SAT会員登録見込者。(再取得の申し込みまでに登録完了が必要です)
- (2)指導員合格証(または準指導員合格証)または、指導員証(または準指導員証)で過去の資格を証明出来るもの。
- (3)2026年度指導者養成講習会全課程受講見込者(全過程終了にて資格成立)。